

通所介護

主眼事項	着眼点	自己評価
【介護給付費の算定及び取扱い】		
1 基本的事項	(1) 指定通所介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。 ただし、指定通所介護事業者が指定通所介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、県に事前に届出を行った場合は、この限りではない。	適・否 割引設定の有無 有・無 (/100)
	(2) 指定通所介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第22号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。	適・否
※ 経過措置 (0.1%上乘せ分)	令和3年9月30日までの間は、通常規模型通所介護費及び大規模型通所介護費について、それぞれの所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定する。	適・否
2 所要時間の取扱い	(1) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして県知事に届け出た通常規模型通所介護事業所及び大規模型通所介護事業所において、指定通所介護を行った場合の所要時間については、現に要した時間ではなく、通所介護計画に位置付けられた内容の指定通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定しているか。 ※厚生労働大臣が定める施設基準 (施設基準・五のイ～ハ) イ. 通常規模型通所介護費の施設基準 ① イ①に該当しない事業所であって、前年度の1月当たりの平均利用延人員数が750人以内の事業所であること。 ② 基準に定める看護職員又は介護職員を置いていること。 ロ. 大規模型通所介護費(I)の施設基準 ① イ①に該当しない事業所であって、前年度の1月当たりの平均利用延人員数が900人以内の事業所であること。 ② イ②に該当するものであること。 ハ. 大規模型通所介護費(II)の施設基準 ① イ①, ロ①に該当しない事業所であること。 ② イ②に該当するものであること。	適・否 事例の有無 有・無
	(2) 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定しているか。 →「3 定員超過利用の場合の算定について」「4 人員基準欠如の場合の算定について」により減算	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 割引の設定については、介護サービスの種類毎に「厚生労働大臣が定める基準」における単位に対する百分率(〇〇%)を設定する。 割引を設定する場合、事前に県に届出をしているか。 本県では、全てのサービスについて、1単位=10円である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護給付費請求書(控) ○ 介護給付費請求明細書(控) ○ 領収証(控) ○ サービス提供票 ○ 通所介護計画 ○ 実績記録 ○ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出(控) 	<p>法第41条第4項 法第53条第2項</p> <p>報酬告示の一 平12老企39号</p> <p>報酬告示の二</p> <p>報酬告示 附則第12条</p> <p>報酬告示 別表の6の注1 解釈 第2の7(1)</p>	<p>報酬告示：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平12厚生省告示第19号)</p> <p>解釈：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平12老企第36号)</p> <p>施設基準：厚生労働大臣が定める施設基準(平27.3.23厚生労働大臣告示第96号)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 単に、当日のサービス進行状況や家族の出迎え等の都合で、利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、通所介護のサービスが提供されているとは認められない。 指定通所介護を行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まないが、送迎時に実施した居宅内での介助等(着替え、ベッド、車椅子への移乗、戸締まり等)に要する時間は、下記①及び②の要件を満たす場合、1日30分以内を限度として、通所介護を行うのに要する時間に含めることができる。 ① 居宅サービス計画及び通所介護計画に位置付けた上で実施する場合 ② 送迎時に居宅内の介助等を行う者が、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、1級課程修了者、介護職員初任者研修修了者(2級課程修了者を含む)、看護職員、機能訓練指導員又は当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数の合計が3年以上の介護職員である場合 			
※別に厚生労働大臣が定める基準： 平成12年厚生省告示第27号の一			

通所介護

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
3 定員超過利用の場合の算定について	<p>利用者の数が、通所介護費等の算定方法に規定する定員超過利用の基準に該当することとなった事業所については、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者の全員について、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定しているか。</p> <p>定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が算定される。</p>	適 ・ 否
4 人員基準欠如の場合の算定について	<p>(1) 看護職員の数は、1月間の職員の数の平均を用いているか。この場合、1月間の職員の平均は、当該月のサービス提供日に配置された延べ人数を当該月のサービス提供日数で除して得た数としているか。</p> <p>(2) 介護職員の数は、利用者数及び提供時間数から算出する勤務延時間数を用いているか。この場合、1月間の勤務延時間数は、配置された職員の1月の勤務延時間数を、当該月において本来確保すべき勤務延時間数で除して得た数としているか。</p> <p>(3) 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算しているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 利用者の数は、1月間(暦月)の利用者の数の平均を用いているか。 この場合、1月間の利用者数の平均は、当該月におけるサービス提供日ごとの同時にサービスの提供を受けた者の最大数の合計を、当該月のサービス提供日数で除して得た数としているか。(この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとする。) 県知事は、定員超過利用が行われている事業所に対しては、その解消を行うよう指導する。当該指導に従わず、定員超過利用が2月以上継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。 災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月(災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。)の翌月から所定単位数の減算は行われない。 やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合には、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行う。 この場合にあつては、やむを得ない理由により受け入れた利用者については、その利用者を明確に区分した上で、平均利用延人員数に含まないこととする。 当該事業所の看護職員及び介護職員の配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っている、いわゆる人員基準欠如に対し、介護給付費の減額を行うこととし、通所介護費等の算定方法において、人員基準欠如の基準及び単位数の算定方法を明らかにしているところであるが、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、人員基準欠如の未然防止を図るよう努めるものとする。 県知事は、著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導する。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合をのぞき、指定の取消しを検討するものとする。 		<p>報酬告示 別表の6の注1</p> <p>解釈 第2の7(22)</p> <p>解釈 第2の7(5)</p> <p>報酬告示 別表の6の注1</p> <p>解釈 第2の7(23)</p>	

通所介護

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
	<ul style="list-style-type: none"> ・【看護職員の算定式】 $\frac{\text{サービス提供日に配置された延べ人数}}{\text{サービス提供日数}} < 0.9$ ・【介護職員の算定式】 $\frac{\text{当該月に配置された職員の勤務延時間数}}{\text{当該月に配置すべき職員の勤務延時間数}} < 0.9$ <p>(4) 1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算しているか（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【看護職員の算定式】 $0.9 \leq \frac{\text{サービス提供日に配置された延べ人数}}{\text{サービス提供日数}} < 1.0$ ・【介護職員の算定式】 $0.9 \leq \frac{\text{当該月に配置された職員の勤務延時間数}}{\text{当該月に配置すべき職員の勤務延時間数}} < 1.0$ 	適・否
5 2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定通所介護を行う場合は、施設基準区分に従い、「所要時間4時間以上5時間未満の場合」の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。	適・否
6 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	<p>感染症又は災害（厚生労働大臣が認めるものに限る。）の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、指定通所介護を行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き加算することができる。</p>	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ やむを得ない事情とは、心身の状況から、長時間のサービス利用が困難な場合や、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要があること等である。 なお、短時間利用であっても、通所介護の本来の目的に照らし、単に入浴サービスのみといった利用は適当ではなく、利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等が実施されるべきである。 ・ 区分支給限度基準額の算定対象外。 ・ 「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日）を参照すること。 			<p>報酬告示 別表の6の注2</p> <p>解釈 第2の7(2)</p> <p>報酬告示 別表の6の注3</p> <p>解釈 第2の7(5) の2</p>

通所介護

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
7 8時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話をを行う場合	日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間8時間以上9時間未満の指定通所介護を行った場合又は所要時間8時間以上9時間未満の指定通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定通所介護の所要時間と当該指定通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が9時間以上となった場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 イ. 9時間以上10時間未満の場合 50単位 ロ. 10時間以上11時間未満の場合 100単位 ハ. 11時間以上12時間未満の場合 150単位 ニ. 12時間以上13時間未満の場合 200単位 ホ. 13時間以上14時間未満の場合 250単位	適・否
8 共生型サービスについて	共生型居宅サービスの事業を行う指定生活介護事業者が、当該事業を行う事業所において共生型通所介護を行った場合は、所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定しているか。	適・否
	共生型居宅サービスの事業を行う指定自立訓練（機能訓練）事業者又は指定自立訓練（生活訓練）事業者が、当該事業を行う事業所において共生型通所介護を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定しているか。	適・否
	共生型居宅サービスの事業を行う指定児童発達支援事業者（主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定児童発達支援を提供する事業者を除く。）が当該事業を行う事業所において共生型通所介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。	適・否
	共生型居宅サービスの事業を行う指定放課後等デイサービス事業者（主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービスを提供する事業者を除く。）が当該事業を行う事業所において共生型通所介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。	適・否
9 生活相談員配置等加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、共生型通所介護を算定している場合は、生活相談員等加算として、1日につき13単位を所定単位数に加算しているか。 ※別に厚生労働大臣が定める基準（大臣基準告示・十四の二） イ 生活相談員を1名以上配置していること。 ロ 地域に貢献する活動を行っていること。	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 延長加算は、5時間を限度として算定されるものであり、通所介護と延長サービスを通算した時間が9時間以上の部分について算定されるものである。 延長加算は、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な体制にあり、かつ、実際に延長サービスを行った場合に算定されるものであるが、当該事業所の実情に応じて、適当数の従業者を置いていること。 当該事業所の利用者が、事業所を利用した後に、引き続き事業所の設備を利用して宿泊する場合や、宿泊した翌日において事業所の通所介護の提供を受けられる場合には算定することはできない。 		報酬告示 別表の6の注4 解釈 第2の7(3)	
<p>① 生活相談員（社会福祉士、精神保健福祉士等）は、共生型通所介護の提供日ごとに、当該共生型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置する必要があるが、共生型通所介護の指定を受ける障害福祉制度における指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所（以下「指定生活介護事業所等」という。）に配置している従業者の中に、既に生活相談員の要件を満たす者がいる場合には、新たに配置する必要はなく、兼務しても差し支えない。</p> <p>なお、例えば、1週間のうち特定の曜日だけ生活相談員を配置している場合は、その曜日のみ加算の算定対象となる。</p>		報酬告示 別表の6の注5	
		報酬告示 別表の6の注6 解釈 第2の7(6)	大臣基準告示： 厚生労働大臣が定める基準（平成27.3.23厚生労働大臣告示第95号）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
10 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	指定通所介護事業所の従業者が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定通所介護又は指定療養通所介護を行った場合は、1日につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	適 ・ 否
11 入浴介助加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、 当該基準に掲げる区分に従い 、1日につき次に掲げる単位を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 <div style="margin-left: 40px;"> イ 入浴介助加算（Ⅰ） 40単位 ロ 入浴介助加算（Ⅱ） 55単位 </div> ※厚生労働大臣が定める基準 大臣基準告示・十四の三を参照。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
② 地域に貢献する活動は、「地域の交流の場（開放スペースや保育園等との交流会など）の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入や活動（保育所等における清掃活動等）の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参画」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。 ③ なお、当該加算は、共生型通所介護の指定を受ける指定生活介護事業所等においてのみ算定することができるものであること。 ※厚生労働大臣が定める地域 （H21年厚生労働省告示第83号の二） ・ 当該加算を算定する利用者については、運営基準第96条第3項第一号に規定する交通費の支払いを受けることはできない。	○ 入浴介助に関する記録	報酬告示 別表の6の注7 解釈準用 (第2の2(17))	
イ 入浴介助加算（Ⅰ）について ① 入浴介助加算（Ⅰ）は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定される。 「観察」とは、自立生活支援のための見守りの援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として、身体に直接接触する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となる。 利用者の自立生活を支援する上で最適と考えられる入浴手法が、部分浴（シャワー浴含む）等である場合は、加算の対象となる。 ② 通所介護計画書上、入浴の提供が位置付けられている場合に、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合については、加算を算定できない。		報酬告示 別表の6の注8 解釈 第2の7(8)	
ロ 入浴介助加算（Ⅱ）について ① イ①及び②を準用する。 ② 入浴介助加算（Ⅱ）は、利用者が居室において、自身で又は家族若しくは居室で入浴介助を行うことが想定される訪問介護員等（以下「家族・訪問介護員等」）の介助によって入浴ができるようになることを目的とし、以下a～cを実施することを評価する a 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等（利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員を含む。）が利用者の居室を訪問（個別機能訓練加算を取得するにあたっての訪問等を含む。）し、利用者の状態をふまえ、浴室に			

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
<p>12 中重度者ケア体制加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定通所介護事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定通所介護を行った場合は、中重度者ケア体制加算として、1日につき45単位を所定単位数に加算しているか。ただし、共生型通所介護を算定している場合は、算定しない。</p>	<p>適 ・ 否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>おける当該利用者の動作及び浴室の環境を評価する。 その際、当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが可能であると判断した場合、指定通所介護事業所に対しその旨情報共有する。 当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、指定通所介護事業所の従業者以外の者である場合は、書面等を活用し、十分な情報共有を行うよう留意すること。 ※ 当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが難しいと判断した場合は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、利用者及び当該利用者を担当する介護支援専門員等に対し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行う。 b 指定通所介護事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問し評価した者との連携の下で、当該利用者の身体の状態や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成する。 個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができるものとする。 c bの入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行う。 「個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境」とは、手すりなど入浴に要する福祉用具等を活用し利用者の居宅の浴室の環境を個別に模したものであるものとして差し支えない。 必要な介護技術の習得に当たっては、既存の研修等を参考にすること。</p> <p>① 常勤換算方法による職員数の算定方法は、暦月ごとの看護職員又は介護職員の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することによって算定する。なお、常勤換算方法を計算する際の勤務時間延時間数については、サービス提供時間前後の延長加算を算定する際に配置する看護職員又は介護職員の勤務時間数は含めず、常勤換算方法による員数については、小数点第2以下を切り捨てる。</p>	<p>○ 勤務表 ○ 勤務シフト表 ○ 実際の勤務時間がわかる書類など</p>	<p>報酬告示 別表の6の注9 解釈 第2の7(9)</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
13 生活機能向上連携加算	<p>※別に厚生労働大臣が定める基準 (大臣基準告示・十五)</p> <p>イ 指定居宅サービス等基準第93条第1項第二号又は第三号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。</p> <p>ロ 指定通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の30以上であること。</p> <p>ハ 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>また、個別機能訓練加算を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位 (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>② 要介護3以上の者の割合については、3月を除く前年度又は届出日が属する月の前3月の1月あたりの実績の平均について、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定し、要支援者に関しては人員数には含めない。</p> <p>③ 利用実人員数又は利用延人員数の割合の計算方法は、次の取扱によるものとする。</p> <p>イ. 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、前年度の実績による加算の届出はできない。</p> <p>ロ. 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても直近3月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第一の5の届出を提出すること。</p> <p>④ 看護職員は、指定通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置する必要があるが、他の職務との兼務は認められない。</p> <p>⑤ 本加算については、事業所を利用する利用者全員に算定することができる。また、認知症加算の算定要件も満たす場合は、本加算の算定とともに認知症加算も算定できる。</p> <p>⑥ 本加算を算定している事業所にあつては、中重度の要介護者であっても社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成すること。</p> <p>①生活機能向上連携加算(Ⅰ)</p> <p>イ 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等の助言に基づき、当該指定通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同してアセスメント、利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。</p> <p>ロ 個別機能訓練計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等は、当該利用者のADL及びIADLに関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施してい</p>		<p>報酬告示 別表の6注10</p> <p>解釈 第2の7(10)</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
	<p>※別に厚生労働大臣が定める基準 (大臣基準告示・十五の二)</p> <p>イ 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等の助言に基づき、当該指定通所介護事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練指導計画の作成を行っていること。</p> <p>(2) 個別機能訓練指導計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状態に応じた機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>(3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。</p> <p>ロ 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練指導計画の作成を行っていること。</p> <p>(2) 個別機能訓練指導計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状態に応じた機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>(3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。</p> <p>※「理学療法士等」：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、又は医師 ※「機能訓練指導員等」：機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者</p> <p>※「リハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。</p>	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>る医療提供施設の場合において把握し、又は、指定通所介護事業所の機能訓練指導員等と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該指定通所介護事業所の機能訓練指導員等に助言を行うこと。</p> <p>ハ 個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければならない。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。なお、個別機能訓練計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとする。</p> <p>ニ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状態に応じて計画的に機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>ホ 個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について ・機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。 ・理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、3月ごとに1回以上、個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族(以下このホにおいて「利用者等」)に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明していること。 ・利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。 ・テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>ヘ 機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにすること。</p> <p>ト 生活機能向上連携加算(Ⅰ)は個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り、算</p>			

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
<p>14 個別機能訓練加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定通所介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、次に掲げる区分に従い、(1)及び(2)については1日につき次に掲げる単位数を、(3)については1月につき次に掲げる単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、個別機能訓練加算(Ⅰ)イを算定している場合には、個別機能訓練加算(Ⅰ)ロは算定しない。</p> <p>(1) 個別機能訓練加算(Ⅰ)イ 56単位 (2) 個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ 85単位 (3) 個別機能訓練加算(Ⅱ) 20単位</p>	<p>適・否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>定されるものである。</p> <p>イの助言に基づき個別機能訓練計画を見直した場合には、本加算を再度算定することは可能であるが、利用者の急性増悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き、個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月の翌月及び翌々月は本加算を算定しない。</p> <p>② 生活機能向上連携加算(Ⅱ)</p> <p>イ 生活機能向上連携加算(Ⅱ)は、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同して、利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。</p> <p>理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。</p> <p>ロ 個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。 ・理学療法士等は、3月ごとに1回以上指定通所介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行うこと。 <p>ハ ①ハ、ニ及びヘによること。なお、個別機能訓練加算を算定している場合は、別に個別機能訓練計画を作成する必要はない。</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準 (大臣基準告示・十六)</p> <p>イ 個別機能訓練加算(Ⅰ)イ 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置していること。</p> <p>(2) 機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、理学療法士等が計画的に機能訓練を行っていること。</p>	<p>○個別機能訓練計画書 ○理学療法士等の資格書類(写) ○居宅訪問チェックシート(参考様式)</p>	<p>報酬告示別表の6注11</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
<p>15 A D L 維持等加算</p>	<p>※大臣基準告示・十六において</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「理学療法士等」とは、理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看護職員，柔道整復師，あん摩マッサージ指圧師，はり師又はきゅう師（はり師又はきゅう師については、理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看護職員，柔道整復師，あん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導員に従事した経験を有する者に限る。） ・「機能訓練指導員等」とは、機能訓練指導員，看護職員，介護職員，生活相談員その他の職種の者 <p>※厚生労働大臣が定める期間（利用者等告示・二十八の三） A D L 維持等加算の算定を開始する月の前年の同月から起算して12月までの期間</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定通所介護事業所において、利用者に対して指定通所介護を行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間）の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ A D L 維持等加算（Ⅰ） 30単位 ロ A D L 維持等加算（Ⅱ） 60単位 	<p>適 ・ 否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> (3) 個別機能訓練計画の作成及び実施においては、利用者の身体機能及び生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。 (4) 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、個別機能訓練計画を作成すること。また、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者の居宅における生活状況をその都度確認するとともに当該利用者又はその家族に対して、個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行っていること。 (5) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 <p>ロ 個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ 次のいずれにも適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) イ(1)の規定により配置された理学療法士等に加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を指定通所介護を行う時間帯を通じて1名以上は配置していること。 (2) イ(2)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 <p>ハ 個別機能訓練加算（Ⅱ） 次のいずれにも適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) イ(1)から(5)まで又はロ(1)及び(2)に掲げる基準に適合すること。 (2) 利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 <p>※厚生労働大臣が定める期間 （利用者等告示・二十八の三） A D L 維持等加算の算定を開始する月の前年の同月から起算して12月までの期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ① A D L の評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Indexを用いて行うものとする。 ② 厚生労働省へのA D L 値の提出は、L I F Eを用いて行うこと。 ③ A D L 利得は、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したA D L 値から、評価対象利用開始月に測定したA D L 値を控除して得た値 		<p>報酬告示 別表の6注12</p> <p>解釈 第2の7(12)</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
16 認知症加算	<p>(経過措置) 令和3年3月31日において改正前のADL維持等加算に係る届出を行っている事業所であって、改正後のADL維持等加算に係る届出を行っていないものにおける改正前のADL維持等加算(1)の算定については、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。(ADL維持等加算(Ⅲ))</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・十六の二)</p> <p>イ ADL維持等加算(Ⅰ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 次のいずれにも適合すること。 <ol style="list-style-type: none"> 評価対象者(当該事業所の利用期間(2)において「評価対象期間」が6月を超える者をいう。)の総数が10人以上であること。 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月(以下「評価対象利用開始月」と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合については当該サービスの利用があった最終の月)においてADLを評価し、その評価に基づく値(以下「ADL値」)を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。 評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値(ADL利得)の平均値が1以上であること。 <p>ロ ADL維持等加算(Ⅱ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 次のいずれにも適合すること。 <ol style="list-style-type: none"> イ(1)及び(2)の基準に適合するものであること。 評価対象者のADL利得の平均値が2以上であること。 <p>通常規模型通所介護事業所及び大規模型通所介護事業所について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定通所介護事業所において、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者に対して指定通所介護を行った場合は、認知症加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>共生型通所介護費を算定している場合に、算定していないか。</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・十七)</p> <ol style="list-style-type: none"> 指定居宅サービス等基準第93条第1項第二号又は第三号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。 指定通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来 	<p>適・否</p> <p>適・否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>に、次の(1)または(2)に掲げる者に係る評価対象利用開始月に測定したADL値に応じてそれぞれに掲げる値を加えた値を平均して得た値とする。</p> <p>(1) (2)以外の者</p> <ul style="list-style-type: none"> ADL値が0以上25以下 1 ADL値が30以上50以下 1 ADL値が55以上75以下 2 ADL値が80以上100以下 3 <p>(2) 評価対象利用開始月において、初回の要介護認定(法第27条第1項に規定する要介護認定)があった月から起算して12月以内である者</p> <ul style="list-style-type: none"> ADL値が0以上25以下 0 ADL値が30以上50以下 0 ADL値が55以上75以下 1 ADL値が80以上100以下 2 <p>④ ③においてADL利得の平均を計算するに当たって対象とする者は、ADL利得の多い順に、上位100分の10に相当する利用者(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)及び下位100分の10に相当する利用者(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)を除く利用者(以下「評価対象利用者」とする。)</p> <p>⑤ 他の施設や事業所が提供するリハビリテーションを併用している利用者については、リハビリテーションを提供している当該他の施設や事業所と連携してサービスを実施している場合に限り、ADL利得の評価対象利用者を含めるものとする。</p> <p>⑥ 令和4年度以降に加算を算定する場合であって、加算を取得する月の前年の同月に、基準に適合しているものとして県知事に届け出ている場合には、届出の日から12月後までの期間を評価対象期間とする。</p> <p>① 常勤換算方法を計算する際の勤務時間延時間数については、サービス提供時間前後の延長加算を算定する際に配置する看護職員又は介護職員の勤務時間数は含めず、常勤換算方法による員数については、小数点第2以下を切り捨てる。</p> <p>② 「日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する者を指し、これらの者の割合については、3月を除く前年度又は届出日が属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定し、要支援者に関しては人員数には含めない。</p>		<p>報酬告示 別表の6注13</p> <p>解釈 第2の7(13)</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
	<p>すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が100分の20以上であること。</p> <p>③ 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修、認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者を1名以上配置していること。</p>	
17 若年性認知症利用者受入加算	<p>受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令第2条第六号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった者）ごとに個別に担当者を定めているとして県知事に届け出た通常規模型通所介護事業所及び大規模型通所介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定通所介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、認知症加算を算定している場合は、算定しない。</p>	適 ・ 否
18 栄養アセスメント加算	<p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。</p>	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>③ 利用実人員数又は利用延人員数の割合の計算方法は、次の取扱によるものとする。</p> <p>イ 前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、前年度の実績による加算の届出はできない。</p> <p>ロ 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても直近3月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第一の5の届出を提出すること。</p> <p>④ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護指導者要請研修」、認知症看護に係る適切な研修を指す。</p> <p>⑤ 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践リーダー研修」を指す。</p> <p>⑥ 「認知症介護に係る実践的な研修」とは、「認知症介護実践者研修」を指す。</p> <p>⑦ ④、⑤、⑥の研修及び認知症看護に係る適切な研修の修了者は、指定通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置する必要がある。</p> <p>⑧ 本加算は、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者に対して算定することができる。また、中重度者ケア体制加算の算定要件も満たす場合は、認知症加算の算定とともに中重度者ケア体制加算も算定できる。</p> <p>⑨ 本加算を算定している事業所にあつては、認知症の症状の進行の緩和に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成すること。</p> <p>・ 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。</p>			
<p>① 栄養アセスメント加算の算定に係る栄養アセスメントは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行うこと。</p> <p>② 当該事業所の職員として、又は外部との連携により、管理栄養士を1名以上配置して行うこと。</p> <p>・ 「外部との連携」の「外部」とは、他の介護事業所（栄養アセスメント加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメ</p>			
		報酬告示 別表の6注14	
		解釈 第2の7(14)	
		報酬告示 別表の6注15	
		解釈 第2の7(15)	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
	<p>(1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>(2) 利用者ごとに、管理栄養士等が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。</p> <p>(3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p> <p>(4) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していない指定通所介護事業所であること。</p> <p>※管理栄養士等：管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者</p>	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>ント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）、公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」を指す。</p> <p>③ 利用者の体重については、1月毎に測定すること。 栄養アセスメントについては、3月に1回以上、イからニまでに掲げる手順により行うこと。 イ 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。 ロ 管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、解決すべき栄養管理上の課題の把握を行うこと。 ハ イ及びロの結果を当該利用者又はその家族に対して説明し、必要に応じ解決すべき栄養管理上の課題に応じた栄養食事相談、情報提供等を行うこと。 ニ 低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者については、介護支援専門員と情報共有を行い、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供を検討するように依頼すること。</p> <p>④ 原則として、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、栄養アセスメント加算は算定しないが、栄養アセスメント加算に基づく栄養アセスメントの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養アセスメント加算の算定月でも栄養改善加算を算定できる。</p> <p>⑤ 厚生労働省への情報の提出については、L I F Eを用いて行うこと。 ・L I F Eへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。 ・サービスの質の向上を図るため、L I F Eへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、P D C Aサイクルにより、サービスの質の管理を行うこと ※P D C Aサイクル：利用者の状態に応じた栄養管理の内容の決定（Plan）、当該決定に基づく支援の提供（Do）、当該支援内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた栄養管理の内容の見直し・改善（Action）の一連のサイクル</p>			

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
19 栄養改善加算	<p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして県知事に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（栄養改善サービス）を行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき200単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定しているか。</p> <p>イ 当該事業所の従業者として又は外部（他の介護事業所、医療機関又は栄養ケア・ステーション）との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。</p> <p>ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。</p> <p>ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価すること。</p> <p>ホ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していない指定通所介護事業所であること。</p> <p>※管理栄養士等：管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者</p>	適・否
20 口腔・栄養スクリーニング加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定していないか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ・「外部との連携」の「外部」とは、他の介護事業所（栄養アセスメント加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超過して管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）、公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」を指す。 ・本加算を算定できる利用者は、以下のいずれかに該当する者であって、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者であること。 <ul style="list-style-type: none"> イ. BMIが18.5未満である者 ロ. 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」に規定する基本チェックリストのNo.(11)の項目が「1」に該当する者 ハ. 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者 ニ. 食事摂取量が不良(75%以下)である者 ホ. その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者 <p>なお、次のような問題を有する者については、上記イ～ホのいずれかの項目に該当するかどうか、適宜確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①口腔及び摂食・嚥下機能の問題 ②生活機能の低下の問題 ③褥瘡に関する問題 ④食欲の低下の問題 ⑤閉じこもりの問題 ⑥認知症の問題 ⑦うつの問題 ・栄養改善サービスの提供に当たり、居宅における食事の状況を聞き取った結果、課題がある場合は、当該課題を解決するため、利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、居宅での食事状況・食事環境等の具体的な課題の把握や、主として食事の準備をする者に対する栄養食事相談等の栄養改善サービスを提供すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○栄養ケア計画 ○栄養ケア提供経過記録（参考様式） ○栄養ケアモニタリング（参考様式） 	<p>報酬告示 別表の6注15</p> <p>解釈 第2の7(15)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ① 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行うこと。 ② 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングは、利用者に対して、原則として一体的に実施すること。 ただし、口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの一方のみを行う場合は、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定すること。 ③ 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に 		<p>報酬告示 別表の6注17</p> <p>解釈 第2の7(17)</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
21 口腔機能向上加算	<p>イ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位 ロ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位</p> <p>※口腔スクリーニング：口腔の健康状態のスクリーニング ※栄養スクリーニング：栄養状態のスクリーニング</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準 大臣基準告示・十九の二を参照。</p>	
	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（口腔機能向上サービス）を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。</p> <p>イ 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位 ロ 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>対し、提供すること。</p> <p>イ 口腔スクリーニング a 硬いものを避け、柔らかいものばかりを中心に食べる者 b 入れ歯を使っている者 c むせやすい者</p> <p>ロ 栄養スクリーニング a BMIが18.5未満である者 b 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者 c 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者 d 食事摂取量が不良（75%以下）である者</p> <p>④ 口腔・栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを継続的に実施すること。</p> <p>⑤ 口腔・栄養スクリーニング加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービス又は口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供が必要と判断された場合は、口腔・栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定できる。</p>	<p>○口腔機能改善管理指導計画 ○口腔機能向上サービスのモニタリング（参考様式）</p>	<p>報酬告示 別表の6注18 解釈 第2の7(18)</p>	
<p>・ 本加算を算定できる利用者は、次の①～③までのいずれかに該当する者であって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者であること。</p> <p>① 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者 ② 基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)の3項目のうち、2項目以上が「1」に該当する者 ③ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者</p> <p>・ 利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じること。</p> <p>・ 歯科医療を受診している場合であって、次の①又は②のいずれかに該当する場合には、当該加算は算定できない。</p>			

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
<p>22 科学的介護推進体制加算</p>	<p>※厚生労働大臣が定める基準（大臣基準告示・二十）</p> <p>イ 口腔機能向上加算（Ⅰ） ・次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。</p> <p>(2) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。</p> <p>(3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。</p> <p>(4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。</p> <p>(5) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していない指定通所介護事業所であること。</p> <p>ロ 口腔機能向上加算（Ⅱ） ・次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ(1)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(2) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p> <p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し指定通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>イ 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。</p> <p>ロ 必要に応じて通所介護計画を見直すなど、指定通所介護の提供に当たって、イに規定する情報その他指定通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。</p>	<p>適・否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>① 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定している場合</p> <p>② 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定していない場合であって、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合</p> <p>・厚生労働省への情報の提出については、L I F Eを用いて行うこと。L I F Eへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照すること。</p> <p>・サービスの質の向上を図るため、L I F Eへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、P D C Aサイクルにより、サービスの質の管理を行うこと。</p> <p>① 当該加算は、原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに算定要件を満たした場合に、当該事業所の利用者全員に対して算定できるものである。</p> <p>② 情報の提出については、L I F Eを用いて行うこと。L I F Eへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照すること。</p> <p>③ 事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、P D C Aサイクルにより、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には、次のような一連の取組が求められる。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはならない。</p> <p>イ 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する（Plan）。</p> <p>ロ サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資す</p>		<p>報酬告示 別表の6注19</p> <p>解釈 第2の7(19)</p>	

通所介護

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
23 同一の建物に居住する利用者等に対する算定	指定通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定通所介護事業所と同一建物から当該指定通所介護事業所に通う者に対し、指定通所介護を行った場合は、1日につき94単位を所定単位数から減算しているか。 ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、減算されない。	適 ・ 否
24 送迎を行わない場合の減算	利用者に対して、その居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算しているか。	適 ・ 否
25 サービス種類相互の算定関係	利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間に、通所介護費を算定していないか。	適 ・ 否
26 サービス提供体制強化加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、県知事に届け出た指定通所介護事業所が利用者に対し指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。 ただし、次のいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位 (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位 (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位 ※厚生労働大臣が定める基準 (大臣基準告示・二十三)	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>る介護を実施する(Do)。 H A L I F Eへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う(Check)。 ニ 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める(Action)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的には、当該建物の一階部分に事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。また、ここでいう同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が事業所の事業者と異なる場合であっても該当する。 減算対象とならない場合とは、傷病により一時的に歩行困難となった者又は歩行困難な要介護者であって、かつ建物の構造上自力での通所が困難である者に対し、2人以上の従業者が、当該利用者の居住する場所と事業所との往復の移動を介助した場合等である。 利用者が自ら通う場合、利用者の家族等が送迎を行う場合など事業者が送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となる。ただし、同一の建物に居住する利用者等に対する減算の対象となっている場合には、当該減算の対象とはならない。 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度の平均を用いることとする。 介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とする。 届出を行った以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。その割合については毎月記録し、所定の割合を下回った場合には、直ちに第一の5の届出を提出しなければならない。 同一の事業所において第1号通所事業を一体的に 		報酬告示 別表の6注21 解釈 第2の7(20)	
		報酬告示 別表の6注22 解釈 第2の7(21)	
		報酬告示 別表の6注20	
		報酬告示 別表の6の二 解釈 第2の7(24)	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
27 介護職員処遇改善加算	<p>イ サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ・次のいずれにも適合すること。 (1) 次のいずれかに適合すること。 (一) 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。 (二) 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 (2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>ロ サービス提供体制強化加算（Ⅱ） ・次のいずれにも適合すること。 (1) 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 (2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>ハ サービス提供体制強化加算（Ⅲ） ・次のいずれにも適合すること。 (1) 次のいずれかに適合すること。 (一) 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。 (二) 指定通所介護事業所を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 (2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 通常規模型通所介護費又は大規模型通所介護費並びに各加算により算定した単位数の1000分の59に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 通常規模型通所介護費又は大規模型通所介護費並びに各加算により算定した単位数の1000分の43に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 通常規模型通所介護費又は大規模型通所介護費並びに各加算により算定した単位数の1000分の23に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいう。 勤続年数の算定に当たっては、同一法人の経営する他の介護サービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数も含めることができる。 指定通所介護を利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員を指す。 <p>※厚生労働大臣が定める基準 大臣基準告示の二十四を参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> 加算を取得しようとする介護サービス事業者等は、加算を取得する年度の前年度の2月末日までに、介護サービス事業所等ごとに、当該介護サービス事業所等の所在する都道府県知事等に提出するものとする。 介護職員処遇改善計画書を一括して作成する場合は、一括して都道府県知事等に届け出ることができる。 年度の途中で加算を取得しようとする介護サービス事業者は、加算を取得しようとする月の前々月の末日までに、都道府県知事等に提出するものとする。 <p>〔経過措置〕 令和3年3月31日において現に改正前の介護職員処遇改善加算に係る届出を行っている事業所において、改正後の介護職員処遇改善加算に係る届出を行っていないものにおける介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び介護職員処遇改善加算（Ⅴ）の算定については、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。</p>	<p>○介護職員処遇改善計画書 ○実績報告書 ○研修計画書</p>	<p>報酬告示 別表の6のホ</p> <p>別途通知 「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</p> <p>報酬告示 附則第2条</p>	

通所介護

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
28 介護職員等特定処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 通常規模型通所介護費又は大規模型通所介護費並びに各加算により算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 通常規模型通所介護費又は大規模型通所介護費並びに各加算により算定した単位数の1000分の10に相当する単位数</p>	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>※厚生労働大臣が定める基準 大臣基準告示の二十四の二を参照。</p>		<p>報酬告示 別表の6のへ</p> <p>別途通知 「介護職員等 特定処遇改善 加算に関する 基本的考え方 並びに事務処 理手順及び様 式例の提示に ついて」</p>	